国官会第 25270 号 国官技第 3 8 8 号 国営管第520 뭉 国 営 計 第 1 6 4 号 号 国 営 整 第 1 9 9 国港総第690 뭉 国港技第120 号 国 北 予 第 2 3 묶 令和6年3月15日

各 課 大臣官房官庁営繕部 長 殿 各地方整備局 総務部長

企画部長 営繕部長 殿 港湾空港部長 殿

殿

北海道開発局

事業振興部長 殿 営繕部長 殿

国土技術政策総合研究所

総務部長 殿 管理調整部長 殿

国 土 地 理 院

総務部長 企画部長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 大臣官房技術調査課長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 大臣官房官庁営繕部整備課長 港湾局総務 长 港湾局技術企画課長 北海道局予算課 長) 印 (公 省 略

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」の一部改正について

工事又は業務等に係る通知等における基準額については、「工事又は業務等に係る通 知等における基準額について」(令和4年3月30日国官会第23759号、国官技第377 号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第 111 号、国北予第 75 号) により定めているところである。

今般、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定 する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件(令和6年財務省告示 第24号)が告示されたことを受け、当該通知を下記の通り改正することとしたので、 遺漏なきよう措置されたい。

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和4年3月30日国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに 順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め る。

改正後

(別紙の1に掲げる通知等における基準額)

1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に締結される調達契約については、<u>8億1,000万円</u>。

(別紙の2に掲げる通知における基準額)

2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令</u>第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和6年4月1日から</u> <u>令和8年3月31日まで</u>の間に締結される調達契約については、<u>8</u>,100万円。

別紙

1 記1の基準額を適用する通知等

・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に おける工事発注規模の公表の試行について(平 成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第 18-2号、国営計第3-4号)

(略)

改正前

(別紙の1に掲げる通知等における基準額)

1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日まで</u>の間に締結される調達契約については、<u>6億8千万円</u>。

(別紙の2に掲げる通知における基準額)

2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)</u>第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に締結される調達契約については、6千8百万円。

別紙

1 記1の基準額を適用する通知等

- ・一般競争入札方式の実施について(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)
- ・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について(平成6年6月21日付け建設省営管発第349号)
- ・一般競争入札の実施について(平成6年6月22 日付け港管第1385号)
- ・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に おける工事発注規模の公表の試行について(平 成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第 18-2号、国営計第3-4号)

(略)

- ・入札保証金の取扱いに関する試行について(平 成24年10月2日付け国営管第255号)
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の 試行について(令和4年3月30日付け事務連絡)
- ・一般競争入札方式の手続について(令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号)
- ・一般競争入札方式の手続について(令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、 国営計第130号)
- ・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の手続について(令和5年12月27日付け国 営管第377号)

- ・直轄事業における復旧・復興工事のための共同 企業体の当面の取扱いについて(平成24年3月 29日付け国地契第105号、国官技第368号、国 営計第120号、国港総第755号、国港技第152号)
- ・入札保証金の取扱いに関する試行について(平 成24年10月2日付け国営管第255号)
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の 試行について(令和4年3月30日付け事務連絡)